

中国の農産物安全性確保への取組実態

残留農薬問題と日中農産物貿易

〔要 旨〕

1. 昨年(2001年)12月、「中国野菜47%に残留農薬」との報道がなされて以来、一部マスコミはセンセーショナルな報道を展開しているが、これに関する情報は十分ではなく、実態の正確な把握は難しい。
2. しかしながら農業部の国務院への報告文書でも「深刻な食卓汚染問題」が取り上げられているとともに、「毒菜」問題に敏感になっている市民も多く、残留農薬問題が多発していることは事実であると考えられる。
3. ただし、野菜が我が国へ輸出される段階で輸出検査が行われるとともに、我が国の輸入段階で植物検疫検査が行われる。直近での検疫違反率はきわめて低い水準にあるとともに、違反とされたものは船に積み戻されるか廃棄処分されるため、原則として残留基準をオーバーした野菜が国内に入ってくることはあり得ない仕組みとなっている。
4. とはいえ、サンプル調査であること、日本では登録されていない農薬については、残留基準がなく検査対象にはならないこと等から、不安を持つ消費者も多い。
5. 中国でも残留農薬問題を含む安全性確保や品質重視についての認識は広がっており、農薬取締りや食品衛生等に関する法・制度体系の整備・改善の動きが急である。これらは中国農業の発展過程、さらにはWTO加盟と一体化した必然的な流れでもあり、より強化されていくものと考えられる。
6. 中国では農薬・化学肥料の使用、環境条件、品質等について基準が設けられ、検査・認証されているものとして緑色食品と有機食品の二つが存在していたが、あらたに無公害食品行動計画が開始され、奨励ベースの緑色食品、有機食品とは異なって、強制ベースとして位置づけられ、いずれ中国農業の標準となることが期待されている。
7. 無公害食品行動計画の基準やシステムづくりは道半ばではあるが、北京、上海等四つのモデル都市での実験が開始されているだけでなく、多くの省・市で自主的な取組みが展開されており、今後の動向が注目される。
8. 現実に大量の中国野菜が我が国に供給される構造が形成されていることを考えれば、中国野菜の安全性向上は日中共通の課題でもある。技術交流、農薬適正使用の指導・普及等、日中協同組合同提携等も含めて、これを支援していくことが望まれる。
9. また、中国等で環境保全型農業への国をあげての取組みが開始されているが、農薬使用量が世界で最も高いレベルにある我が国自体も、流通の複線化とともにエコ農業への取組みを本格化していくことが不可欠である。

目次

1. はじめに
2. 中国野菜残留農薬にかかる実態
3. 中国の野菜輸出検査体制と安全実態
 - (1) 中国の輸出野菜の検査体制
 - (2) 日本での検疫結果
 - (3) 農薬等安全性に関する法規制等体系と歴史
4. 中国のWTO加盟と中国農業の構造的変化
 - (1) 中国農業の発展過程
 - (2) WTO加盟の影響
5. 安全・安心・高品質確保への取り組み
 - (1) 生態農業
 - (2) 緑色食品
 - (3) 有機食品
 - (4) 無公害食品行動計画
6. 一連の情勢が提起する我が国の取組課題
 - (1) 中国野菜残留農薬問題をどう考えるか
 - (2) 我が国にとっての課題

1. はじめに

昨年(2001年)4月23日に、中国からのねぎ、生しいたげ、畳表(い草)の3品目について暫定的な緊急輸入制限措置(暫定セーフガード)が発動された。その後実態調査が行われるとともに、政府間協議等が重ねられてきたが、結局は昨年12月21日に、民間協議により3品目の秩序ある貿易を促進していくことで合意し、セーフガードの本格発動は見送りとなった。

これに続いて日中農産物貿易に関連して注目を集めているのが中国野菜の残留農薬問題である。昨年12月11日に「中国野菜47%に残留農薬」^(注1)との報道が我が国でなされたのが発端となっている。^(注2)これをきっかけに新聞、雑誌等マスコミで多くの関連報道がなされ、我が国政府もこれを無視することができず、本年(2002年)1月を「中国産野菜検査強化月間」と位置づけ、通常、輸入された荷(ロット)の10%程度を対象とした

モニタリング検査が行われているが、期間中、全ロットを対象とした検査を実施した。

これらが影響して国産野菜への代替需要が入り始め、国産へ切り替えるスーパーもみられるとともに、国産野菜の卸価格も復調の兆しをみせている。^(注3)

このため、この3月8日に開催された日中通商次官級定期協議では、中国側から「残留農薬問題が表面化した野菜類など中国農産物を対象とした日本の検疫措置に対して『差別的だ』と不満が表明」^(注4)されるなど、あらたな日中農産物貿易をめぐる摩擦材料となりかねない雲行きにある。

暫定セーフガード発動を踏まえて、拙稿「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向 東アジア食料供給相互補完関係形成過程下での我が国野菜生産生き残りの条件」(本誌2001年6月号)において、極力自給努力を重ねていくことは基本であるが、生産者の思いとは別に、既に我が国の野菜需要は中国に一定程度の野菜供給を依

存せざるを得ない構造が形成されつつあることを述べた。ここでも強調したように、ある問題が発生した場合の対応戦略・戦術等の策定にあたっては、ファクトをしっかりと押さえると同時に、その発生原因なりそれを必然化している構造変化についてしっかりと把握しておくことが前提とならなければならない。局部的な現象にとらわれすぎでは、肝心の本質的な動き、構造的変化を見逃しかねず、さらには日中間の安定的持続的共生関係の構築ではなく、不必要な摩擦、無用な政治的混乱を引き起こしかねないと懸念するものである。

中国野菜での残留農薬問題について大いなる改善努力を要することは当然であるが、一方で中国農業は量重視から質重視へと変化し、安全性確保が農政の重要な課題として位置づけられており、安全性と環境保全等高度化する消費者ニーズに対応した農業生産への取組みを急速に展開しつつあるのである。

本稿ではこうした実態について整理し、今後とも日中農産物貿易は引き続き拡大していくことが見込まれる中で、秩序ある農産物貿易確保を念頭に置いて、今、我が国が注力しなければならない課題について明らかにすることをねらいとしている。

(注1) 2001年12月11日付産経新聞

(注2) なお、EUでも、本年1月30日、EU委員会において、中国から輸入される一部食肉、海産物、ペットフードに人体や動物に有害な残留物質が含まれている恐れがあるとして、人の消費用又は動物飼料用のすべての動物由来製品輸入禁止を決定している。(厚生労働省資料による)

(注3) 2002年2月16日付日本経済新聞

(注4) 2002年3月9日付産経新聞

2. 中国野菜残留農薬 にかかるとの実態

「中国野菜47%に残留農薬」という報道がなされて以来、一部マスコミは残留農薬問題に関してセンセーショナルな報道を展開しているが、中国残留農薬問題に関する情報は十分ではなく、実態の正確な把握は困難である。本稿では実態をある程度客観的にうかがわせていると考えられる若干の情報を取り上げてみる。

はじめに、「47%」報道の発生源について確認しておく。2001年11月1日付北京青年日報で「国家質量(監督)検査検疫総局が行った調査では、国の基準を上回る残留農薬が検出された野菜は47.5%にのぼっている」と報道されたものが原典となっている。これは厚生労働省資料によれば、国家質量(監督)検査検疫総局が2001年度第3四半期製品品質監督サンプリング検査結果として2001年10月に発表したもので、23都市の大型卸売市場においてサンプリングしたインゲン豆、カリフラワー、トマト、キャベツ、キュウリ、ニラ、トウガラシ、ナス、キンサイ、アブラナの181検体を検査したものである。国家基準を上回る残留農薬がみとめられたのは酸化ジメトエート、カルボフラン、イソカルボフェンであるとされている。検出された残留農薬は「猛毒の有機リン系殺虫剤メタミドホスなど」と報道されている。^(注5)

この異常に高い違反結果に対しては、生

産者の残留農薬問題に対する関心を喚起するため、あえて高い数値が出るような検査方法を採用したのではないかとみるむきもあり、残留農薬問題、農薬中毒事故に関する各情報が、どの程度信頼がおけるものであるのか疑問なしとはしないことから、ここではこれら関連情報について逐一紹介することは割愛する。

しかしながら、2001年4月に中国農業部が国务院に提出した「農産物品質と安全管理を強化する報告」の中で、「深刻な食卓汚染問題」^(注6)について報告がなされており、また、香港では残留農薬に汚染された野菜が「毒菜」(ドッチョイ)と呼ばれるなど、本問題に対して非常に敏感になっている市民も多いことは、筆者も現地で実感しているところである。

なお、東京都資料に中国での農薬中毒事故について興味ある分析を紹介していることから、ここでその内容を簡記しておく。^(注7)

中毒事故を引き起こす殺虫剤は、パラチオン、タマロン、クロディメフォルム、カーボフランなどの高い毒性をもつものである。中毒事故の約80%がこれらによる。

農薬が混入した飲み物や食べ物による中毒も、高い割合で起きている。農薬の不十分な管理と不適切な保管が、故意に農薬を投入したのではないかとと思われるような、または自殺に間違えられるような事故を引き起こしている。農民はしばしば、ガラスビンなどの古い殺虫剤入れを、水を入れたり油を入れるのに使い、空の酒やソーダ水のビンに殺虫剤を入れるのに使っている。

農薬散布の際の防御の方法が不十分なことが、農業生産活動中の中毒事故の主な理由である。皮膚を通して体内に入った殺虫剤の事故は92～97%にのぼる。消化器や呼吸器への侵入は3～8%である。農民が自らの体を十分防御せずに農薬を散布することが原因となっている。

7月から8月(害虫の動きが活発になり、温度が高くなる時)の事故が年間の80%を占める。

本分析結果は農薬等規制・基準等見直し以前の、農家の農薬取扱い・管理が不十分であることを示しており、農家に対する規制・基準、農薬の取扱・管理への周知・徹底と、それを可能にする普及・指導体制整備をはかっていくことの必要性を明らかにしている。

(注5) 2001年12月11日付産経新聞

(注6) 「ここ数年、農薬残留、動物薬残留、その他の有害物質汚染が原因で中毒事件が多発している。1998年使用禁止物(塩酸カリ)が入っている豚レバーを食べた17人の香港人が中毒を起こした。広東省高明市では1週間に7件の中毒事故を発生した。原因は豚レバースープを飲んだためであった。1999年上海水泳チームの有名選手2人に国際水泳連盟の薬物検査で陽性反応が出た。後で調査したところ塩酸カリが入っている豚レバーを食べたことが判明した。2000年福州市にある幼稚園で空心菜を食べたところ、13人の児童が中毒を起こした。原因は農薬(甲硫リン)の残留だった。…」(2001年農業部報告)

(注7) 東京都生活文化局資料「収穫後使用の農薬に関する調査」2001年

3. 中国の野菜輸出検査体制 と安全実態

次に我が国に輸入されている中国野菜が

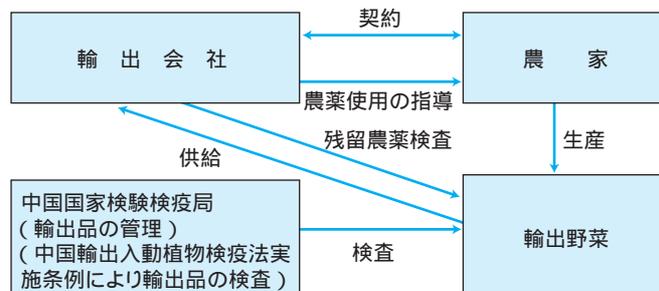
安全であるのか確認するためにまず輸入野菜検査体制を取り上げ、そのうえで中国における農薬等安全基準等について確認するとともに、安全性確保にむけた取組推進状況について報告することとする。

(1) 中国の輸出野菜の検査体制

中国では、輸出される野菜については、輸出入商品検査法によって規制されている。輸出入商品検査法は89年に成立・施行されているが、これにもとづいて設けられた制度は「中国経済発展の客観的要請にかなっておらず、WTO協定が定める内国民待遇に関する原則にもかなっていない」として、2002年2月、「WTOの貿易の技術的障害に関する協定(TBT)にもとづき、…輸出入商品検査実施の目的を『貿易発展の必要にもとづき』から、『人々の健康と安全を保護し、環境を保護し、詐欺行為を防止し、国家の安全を守るため』に変更し、輸出入商品に関する検査の規範化を強化」し^(注8)ている。

実際の検査は第1図の体制によって行われるが、輸出者、農場は一定の規模を有す

第1図 中国の輸出野菜検査体制



資料 厚生労働省資料

る等の基準を満たし、政府に認定・登録されたものに限定されている。そして輸出者が残留農薬検査を行うとともに、国家質量監督檢驗檢疫総局も輸出入動植物檢疫法実施条例による輸出品検査を実施することとされている。

(2) 日本での検疫結果

以上のような検査をクリアして輸出された野菜は、あらためて我が国で検疫を受け、安全を確認する仕組みとなっている。検疫での検査方法は第2図のとおりである。

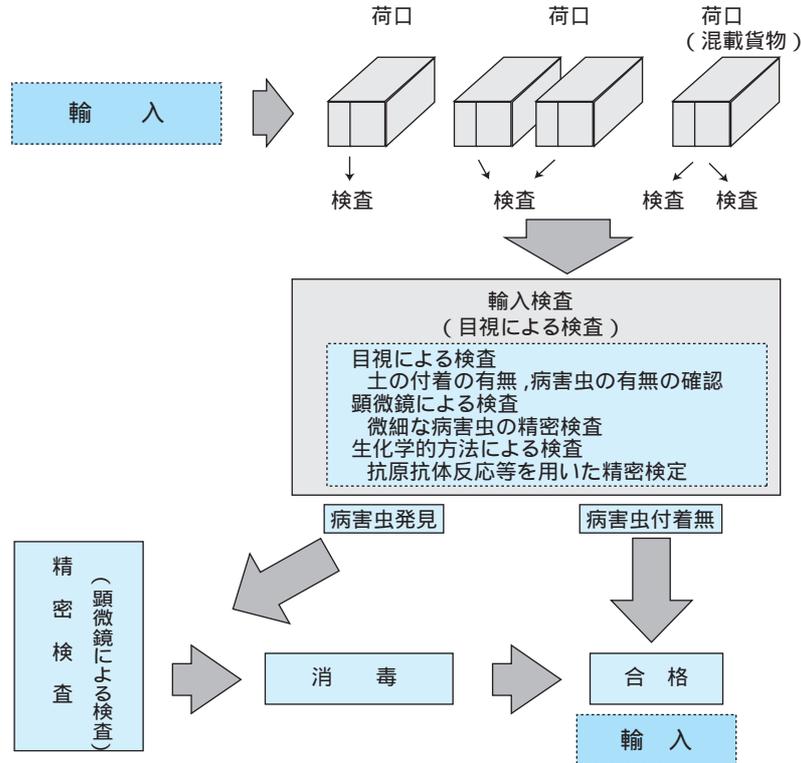
輸入検査結果をみると、2001年の中国野菜についての残留農薬基準違反件数は、36,078件の輸入(速報値)に対し127件で、0.4%の比率であった。^(注9)

また、本年1月の「中国野菜検査強化月間」である2002年1月の中国産野菜の残留農薬にかかるモニタリング検査実績は、検査件数2,515件、検査重量33,280トンに対して、違反件数で0.4%、違反重量で0.1%となっていた。^(注10)

また、違反事例としてあげられている野菜とそこで検出された農薬の種類・量等は第1表のとおりであり、いずれも内容は殺虫剤とされるものである。

検疫での違反率は「中国野菜47%に残留農薬」に比較すれば、かなり低い水準のものが我が国に輸出されていることになるが、なおかつ検疫で違反とされた野菜は船に積み戻されるか廃棄処分とされるため、原則として残留農薬を大量に

第2図 植物検疫における輸入検査方法



- ・輸入しようとする野菜は、すべての荷口について検査を行う(全荷口検査)。
- ・1本のコンテナに複数種類の野菜が混載されている場合は、野菜の種類ごとに1荷口として検査を行う。
- ・具体的な検査は、各荷口ごとに統計倫理に基づき決められた数量の野菜を取り出し、個々の野菜1つ1つについて、病虫害の付着の有無を検査する。

資料 農林水産省資料を一部調整

第1表 中国野菜の残留農薬にかかる違反事例

| | 違反重量 (kg) | 検出農薬 (検出量ppm) | 基準値 (ppm) | 対応 |
|----------|-----------|----------------|-----------|--------------|
| 生鮮オオバ | 600 | フェンバレレート(0.67) | 0.50 | 命令検査 |
| 生鮮オオバ | 1,400 | フェンバレレート(0.61) | 0.50 | |
| 生鮮オオバ | 720 | フェンバレレート(0.69) | 0.50 | |
| 生鮮パクチョイ | 255 | クロルピリホス(2.1) | 2.0 | 命令検査 |
| 冷凍ニラ | 20,000 | クロルピリホス(0.04) | 0.01 | 命令検査 |
| 生鮮ニラ | 1,672 | クロルピリホス(0.02) | 0.01 | |
| 生鮮サイシン | 180 | ジクロルボス(0.2) | 0.1 | 100%モニタリング検査 |
| 生鮮ケール | 270 | クロルピリホス(4.3) | 1.0 | 100%モニタリング検査 |
| 生鮮ブロッコリー | 12,240 | メタミドホス(1.3) | 1.0 | 100%モニタリング検査 |

資料 厚生労働省資料

(注) 残留違反が認められた農薬はいずれも殺虫剤。
(参考)

パクチョイ 白菜に似ている野菜。チンゲンサイの一種。
サイシン 30cmくらいの茎が長い葉野菜。先端の逆ハート型の細長い葉をつける。
ケール 青汁に使用するアブラナ科野菜。ホウレンソウの葉に近いが葉は縮れている。

含んだ違反野菜が日本国内に入ってくることはありえない仕組みとなっている。また、日本に向けて輸出される野菜のほとんどは日本企業と提携した輸出専門の農家や加工場で栽培・加工された開発輸入によるもので、中国国内の流通とは区別されていることから、残留農薬が検出される可能性はきわめて低いとも言われている。

しかしながら、検疫はサンプル調査につき完全にチェックがなされているとはいえないこと、開発輸入とはいっても一般農家からの買取も多いとみられていること、日本では登録されていない農薬について残留基準もなく検査対象にもならないこと、さらには輸入食品について残留農薬にとどまらず抗生物質、食品添加物、ホルモン剤等を使用したものが、検疫での検査をくぐり抜けて入ってくる可能性があること等から、不安を持つ消費者が多くいることも確かなのである。

(注8) 新華社 = 中国通信2002年2月27日

(注9) 厚生労働省資料による。

(注10) (注9)に同じ

(3) 農薬等安全性に係る法規制等 体系と歴史

このように我が国に輸出される野菜の安全性は原則として担保されているとはいえ、中国国内で流通する野菜については、現状農薬中毒事故等が発生していることは事実であり、安全性確保のために、農薬や安全性に関する法・制度体系が整備・改善されるとともに、農薬の管理・取扱いについて生産者への徹底がはかられることが必

要とされる。また、こうした取組みがあった輸出される農産物の安全性もより向上し、我が国消費者の不安をも払拭することが可能になる。

これら課題の重要性については品質重視の国内動向や、WTO加盟等国際環境の変化等にもなって中国でも相当程度に認識されるようになってきており、以下にみるとおり法・制度体系の整備・改善を含めて取組みは大きく前進しつつある。^(注11)

a. 農薬取締りに関する法規制^(注12)

中国では97年まで体系的に農薬を取り締まる法律が存在せず、罰則条項のない農薬登録規則、農薬安全使用規則によって対応してきた。しかしながら農薬中毒の発生、環境汚染の増加等にもない、97年5月、国務院が農薬管理条例を交付・施行し、農薬の製造、登録、管理、安全使用、保管等農薬管理の強化をはかっている。また、重大事件についての罰則を強化し、全国に影響力を持つ新聞、マスコミで公開、報道していくことにしている。^(注13)

同条例には次のような規定も盛り込まれている。

農薬登録制度を実施し、登録された農薬以外は生産および輸入ができないこととするとともに、新たに農薬を登録するにあたっては薬効や安全性等についての十分な審査を行うものとする。

農薬を生産する企業は生産施設、技術者等に関する一定の条件を満たさなければならず、また、農薬の生産は国家の許可制

とすること。

農薬の販売は供銷合作社系統，農業普及組織，農業生産企業等でなければ行うことができず，工商行政管理機関の営業許可証を必要とすること。

農民に合理的で安全な農薬の使用方法を普及させるとともに，病虫害発生予察事業を強化すること。

(注11) 農薬残留基準については各国政府が定めることとされているが，各国ごとに病虫害の発生や気象条件が異なるため，同じ農薬でも使い方が異なり，残留量に差が出てくる。同一のものに輸入国と輸出国で異なる基準値が定められることが多く，貿易上の非関税障壁にもなりかねないことから，関係国双方の話し合いによる解決についてWTOのSPS協定（衛生植物検疫の適用に関する協定）でルール化がはかられており，その判断基準としてコーデックス基準（MRL）が採用されている。（ILSI No.60 杉本茂二「第31回残留農薬規格部会 C C P R 状況報告」1999年9月）

(注12) この項，特に注記がない限りは(注7)による。

(注13) 中国農業部「2001年農薬管理強化ポイント」

(注14)

b. 食品衛生法・食品衛生規格基準

82年11月に，「食品衛生を守り，人体に有害な食品汚染と有害物質を防止し，人民の身体健康を保障し，各民族の体質を増強する」ことをねらいに，中華人民共和国食品衛生法が交付され，83年7月に施行されている。その後95年10月に一部改定が行われている。

本法には以下のような農薬に関する規定が盛り込まれている。

- ・ 国務院衛生行政部門の許可なしでの添加物，農薬を含有または残留しているものの生産経営禁止。

・ 農薬・化学肥料等の製品品質基準の安全性にかかる評価判定は，国務院衛生行政部門が審査決定する。

・ 輸出については，国の輸出入商品試験検査部門が衛生監視，試験検査を実施する。税関は，国の輸出入検査部門の証明書にもとづいて通関する。

さらに食品衛生法にもとづいて衛生規格，衛生管理基準が食品別に策定されており，穀類には次のような規定も含まれている。

・ 「農業部門」に対し，「農薬安全使用基準」を徹底させ，徐々に高残留性の農薬使用量を低減する。

・ 「生産体」に対し，農薬で処理した穀類種子を納付したり，これらを国の食糧倉庫に混合保管，販売，あるいは食糧として提供することを禁じる。汚染の拡大防止のため，農薬やその他の有害物質を穀類と同じ倉庫に入れることを禁ずる。

・ 「化学部門」に対し，効力が高く，低毒性で低残留性に農薬をできるだけ速やかに研究，開発し，農業用に提供しなければならない。

(注14) (注7)と同じ

4. 中国のWTO加盟と中国農業の構造的変化

上にみるとおり，農薬取締り等安全性確保にかかる規制等はここにきて頻繁に見直し・強化が行われている。あわせて次の5章でみるとおり高度化する消費者ニーズに

対応できるよう「農場から食卓まで」一貫通貫しての取組みを構築・推進しつつある。ここにはこうした取組みを本格的な流れとしていかなければならないとする政府指導部の強烈な意志が存在していることを反映している。

ところで、こうした変化、流れは、中国農業および農産物消費等に関する構造的変化にもなうものであり、WTO加盟への対応と一体的に措置されてきているものであることを見逃すわけにはいかない。

したがって、今後の中国農業や日中農産物貿易等動向、さらには中国で生産される農産物の品質等について考えていくにあたっては、安全性確保をめぐる動きが、中国農業の発展と一体化した必然的な流れでもあることをしっかりと踏まえておくことが不可欠である。

そこで、中国農業の発展過程とWTO加盟による中国農業への影響について簡単に触れておきたい。

(1) 中国農業の発展過程

中国農業の発展段階は、人民公社時代とその崩壊後とに大きく二つに区分されることが多いが、90年代に入ってWTO加盟を前提して中国農業は大きく変貌しており、さらに第三の段階を刻みつつあるといえる。

1978年以前は土地の集団所有、農産物の政府統一買付・統一販売、農業収益の集団配分を基本とする人民公社体制がとられていた。

78年以降、農家請負制度が導入されることによって人民公社は崩壊し、生産構造の大変革がはかられたが、これは「政府への農業税、義務供出量を農地ごとに割り付け、それを請け負わす。この分の義務を完成すればあとは個人の自由裁量に任せる^(注16)」というものである。農家請負制の導入は個人の生産意欲を高めるとともに、「人民公社時代の水利建設の成果や肥料の増投」が相まって、80年代前半にはこれまでで最も大きな食糧生産の伸びを記録することとなった。

これにともない義務供出量を上回る農産物出荷が増加するようになって、自由市場価格が政府の買上げ価格を下回る品目や地域が出始め、政府への販売を志向するものが増加するとともに、財政赤字の膨張を招くこととなった。このため「1985年3月に強制供出制を改め、契約制とし、春先に農民と、本年はどれだけの量をどれだけの価格で政府に売るという契約を結ぶ方法に切り替えた。^(注17)」

しかしながら農業余剰労働力を大量に吸収してきた郷鎮企業の成長は伸び悩み、余剰労働力の農外移出が困難になったことから、農工間の所得格差を是正するため「94から96年の間に穀物の契約買付価格を80%以上引き上げ、その後も市場価格より高い保護価格で政策的に穀物の買付を続けた。その結果、国内の穀物価格は94年あたりから国際価格を上回るようになった^(注18)」のである。

すなわち、価格支持政策を継続していく

ことは困難な情勢となり、「結局、94年からの買付価格の引上げは穀物の増産と農工間所得格差のある程度の縮小には有効であったが、品質の向上が伴わなかったため、増産した食糧は売れずに在庫増と財政負担増を招いてしまった^(注19)」ものである。

このため「99年に品質の低い早稲米や東北と華北の春小麦などを国家の保護価格の買付対象^(注20)」から除外することを決めた。

「99年に国際価格より4～8割安い豚・牛羊肉、リンゴ・梨等の果物のほかに、花きや農産加工品等穀物以外の労働集約的なものは潜在的比較優位にあるとみられ^(注21)」、食糧は、稲作については良質米へシフトがみられるものの、米以外の食糧については付加価値の高い他作物へのシフトを余儀なくされてきた。

このように中国の国内農業政策は、国家保護のレベルを引き下げ、大幅な市場化をはかるとともに、土地利用型作物から労働・資本・技術集約型作物への転換、食糧の量確保から質確保への移行段階にあり、既にWTO加盟を先取りした動きを展開しつつあるのである。

(注15) 厳善平『中国農村・農業経済の転換』(勁草書房)ほか

(注16) 小島麗逸『現代中国の経済』岩波新書

(注17) (注16)に同じ

(注18) 阮蔚「WTO加盟の中国農業への影響 増大する農業調整の圧力」本誌2000年6月号

(注19) (注18)に同じ

(注20) (注18)に同じ

(注21) (注18)に同じ

(2) WTO加盟の影響

このように中国農業は大きく変貌を遂げ

つつあるのであって、基本認識を間違えないためにも多くの日本人が抱いている中国農業に対する固定観念を脱ぎ捨てなければならない。

すなわち一般的な見方は、中国は食糧輸入国である一方で、中国農業は低コストかつ大規模生産、ただし安全性については問題あり、というものであろう。しかしながら中国の食糧は既に余剰基調にあり、量から質への転換をはかり、より付加価値の高い農産物へのシフトが盛んである。

食料自給率に関連して確認しておくべきは、中国は輸入国であると同時に輸出国でもあるという貿易構造を有していることである。逆に言えば中国だけでなく、アメリカにしてもヨーロッパにしても輸出・輸入が両建てで存在している国が普通なのであって、輸入偏重という我が国の農産物貿易構造のほうがむしろ特殊と言わざるを得ない。要は輸入、あるいは輸出動向だけをみたのでは不十分であり、常に双方を同時にチェックしていくことが肝要である。

また、中国からの野菜は確かに低価格で輸入されてはいるが、中国の農業労働力1戸当たり平均耕地面積は0.39ha^(注22)にすぎず、日本以上に集約的な農業生産を余儀なくされており、生産性は低く、食糧生産は米を除いて国際競争力を持ってはいない。野菜・果樹等の集約的・労働多投型の農作物についてのみ、低廉な労働力を活用して国際競争力を有しているのである。

安全性確保への取組みについても、残留農薬問題だけを見ていたのでは全体の動向

を誤解しかねない。先にみたように農産等に関する諸規制が急速に整備されつつあり、さらには次章でみるとおり消費者に直接的に安全・安心、高品質を提供し、環境負荷軽減をはかっていこうとする取組みを、かなりの瞬間風速をもってすすめていることもまた事実なのである。

さて、中国のWTO加盟に伴う影響と課題について、ポイントだけあげておくことにする。

第一に、WTO加盟条件は第2表のとおりで、関税割当の内容は割当量が約2,500万トンと中国の食糧生産の約5%にあたること、割当内関税率が1%等ときわめて低い水準にあること等から関税割当量に近い量が輸入(注23)されるとみるむきが多い。

第二に、これら影響を極力小さくするための課題として、高品質な農産物の生産、環境の保全、そして農業構造改善によって余剰となる農業労働力の吸収のための小城镇の建設、すなわち農村工業の導入の三つ(注24)があげられることが多い。まさに高品質にむけての品質向上、安全性と環境保全のための農薬の使用規制・管理強化と食品衛生管理の徹底等、所得の向上にともない高度化する消費者ニーズに対応した農業生産等が最大課題になる。

筆者は関税割当量に近いものが輸入され、それなりの影響があるものと考えますが、この影響度合いは課題、特に農村工業

第2表 中国のWTO加盟条件

(単位 万トン,%)

| | 現在の 国境措置 | 関税割当制 | | | |
|-------------------|--------------------|-------------------------------|--------------|------|-----------------|
| | | 枠内 | | 枠外税率 | |
| | | 数量 2000 | 2004年 | 2000 | 2004年 |
| トウモロコシ | 国家貿易輸入 数量制限(IQ) | 450 (25%) | 720 (40%) | 1 | 77 65 |
| 小麦 | " | 730 (10) | 964 (10) | 1 | 77 65 |
| コメ | " | 266 (ジャポニカ50) (インディカ10) | 532 | 1 | 77 65 |
| 綿花 | " | 74.3 | 89.4 (67) | 1 | 69 40 |
| ダイズ油 | " | 172 (50) | 326 (90) | 9 | 74 9 (2006年) |
| ダイズ ダイズ粕 大麦 | " | 関税化(税率) 3%以下 5%以下 9% | | | |

出所 USDA, Agricultural Outlook, March 2000, pp. 11~16 から作成
資料 農林水産省資料

- (注)1. 枠内数量の()は民間貿易の割合。
2. コメの枠内数量はジャポニカ50%、インディカ50%とされている。
3. ダイズ油は2006年に関税割当制が廃止される。

導入による余剰農業労働力吸収が円滑に行われるかどうか大きく左右されるように考える。すなわち為替相場の変動も含めて、中国経済全体がバランスある発展を遂げることができるかどうかを握っているように思う。

ともあれ、このように、より川下、消費者を意識した、安全性確保、環境負荷軽減、付加価値造成等への取組みは、中国農業が生き残っていくためにも避けて通ることが許されない課題なのであって、こうした課題を既に先取りして生産構造は大きく転換しつつあるとみることもできるのである。

(注22) 『中国統計年鑑』96年

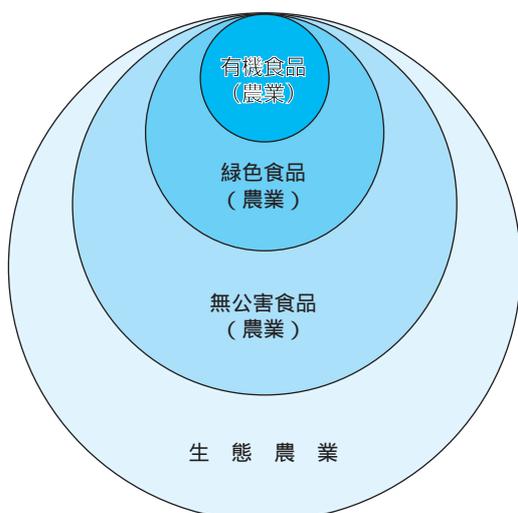
(注23) 2001年12月28日付朝日新聞ほか

(注24) (注23)に同じ

5. 安全・安心・高品質確保 への取組み

農薬の使用規制・管理強化にとどまらず、化学肥料の使用、さらには環境条件、品質等にわたるまで基準が設けられ、これにもとづいて検査・認証されているものに、绿色食品と有機食品の二つがあり、一国二制度となっていることを本誌で紹介してきた。^(注25) これらが普及・発展するとともに、あらたに無公害食品行動計画等への取組みがすすめられている。绿色食品、有機食品はいわば奨励ベースにおかれる一方、無公害食品行動計画については強制ベースとして位置づけられていることから、無公害食品行動計画が今後の中国農業の標準となってくるものと考えられ、無公害食品行動計画の今後の展開動向については特に注目されることである。したがって、ここ

第3図 生態農業等関連概念関係図



資料 筆者作成

では绿色食品、有機食品については現況を中心とした概要のみにとどめ、無公害食品行動計画に重点を置いて紹介することとしたい。

なお、生態農業はこれら全体を包摂する概念として位置づけることができよう。

^(注26) (1) 生態農業

より包括的な概念として生態農業があるが、大きくは二つの内容からなっている。

一つは自然条件に適合した農業生産をさすもので、具体的には西部開発地域を中心に、人口圧力から収奪的農業を展開してきた農地を森林へ復元しようとする試みに代表される。西部開発は、93年から生態農業のモデル県を設置してプロジェクトをスタートさせ、現在は第二期として50以上の県で、小区域に分け、各小区域で生態農業に適合した生産方法への転換と、それともなう所得向上に取り組んでおり、「退耕還林」「退耕還草」として広く知られるようになっている。

もう一つは、安全かつ環境にやさしい農業をさし、沿海部を中心とする農薬、化学肥料、農業用ビニールなどの多用にとともなう環境汚染への対応に代表される。畜産基準をはじめとする環境汚染の基準づくり、無機生産資材使用率、農村廃棄物処理率、土壌有機質含有率などによる緑色生態指標、環境生態指標の設定による環境負荷軽減を推し進めている。

(注25) 拙稿「韓国・中国の持続型農業政策の現状」本誌1999年9月号

(注26) 中国農業部発展研究センター方炎副研究員からのヒアリングによる。

(注27)
(2) 緑色食品

我が国にも輸出され、少しずつ知られるようになってきた緑色食品は、「安全、優良な品質、健康によい食品(原料および加工品を含む)」で、

緑色食品の生産(その原料を含む)区域内における大気、土壌、かんがい用水、工業汚染などに関する環境基準

生産過程における原料使用、生産管理、物質循環等に関する生産基準

その品質や性状などに関する品質基準
流通、輸送、貯蔵、販売(包装)、消費(標識、産地、原料、製造方式等の説明)などに関する流通・販売基準

の四つの基準をみたしているとして認証を受けたものが緑色食品とされる。

緑色食品はAA級とA級の二つに分かれ、国際基準に沿った有機食品に対応するものがAA級、減農薬・減化学肥料栽培農産物等に対応するものがA級である。

緑色食品は89年に、農家の所得向上、生態環境の維持、消費者需要への対応、をねらいに、現在のA級の内容に相当する基準でスタートしている。

緑色食品の管理・指導にあっているのが政府農業部の傘下にある緑色食品発展センター(中国緑色食品発展中心China Green Food Development Center北京)である。これが93年に国際有機農業運動連盟(IFOAM)に加盟したのをきっかけに、AA級が設けられ、既存の基準がA級とされた。

2001年末で1,271社、2,400種類が緑色食品として認証されており、そのうちAA級

は53種類となっており、AA級の90%は海外からの受注生産によって輸出されている。

緑色食品生産への取組みには地域による跛行性が大きく、米は黒龍江省、江蘇省、牛乳・乳製品は内モンゴル自治区、黒龍江省、お茶は福建省、湖南省、野菜は北京市、山東省、福建省などが主な緑色食品生産地となっている。

特に緑色食品への取組みに熱心なのが黒龍江省で、なかでも省都ハルピンでの取組みは顕著であり、緑色食品基準による米、野菜の栽培面積は総栽培面積の30%、牛、羊、豚、水産品では総生産量の50%に達していることが報告されている。^(注28)

緑色食品の需給はこの2、3年、緩和する傾向にはあるが、年率で30%もの伸びを示しており、中国の食品産業をリードする龍頭企業151社のうち48社が緑色食品を生産しているなど、取組み拡大のスピードは速い。

マーケットでの緑色食品のシェアは食用油で20%、野菜で18%、飲料で15%、畜産物・卵・牛乳で15%に達している。また、



北京市にある緑色食品の専門店「黒龍江緑特食品」

北京市には「黒龍江緑特食品」(写真)などの緑色食品の専門店も出現している。

(注27) この項は特に注記がない限りは緑色食品センターからのヒアリング、及び資料による。

(注28) 中国農業ネット2001年10月23日

(3) 有機食品

緑色食品とは別途、政府環境保護局傘下に有機食品発展センター(有機食品発展中心 Organic Food Center of China南京)が設けられている。有機食品発展センターは80年代に生態農業研究センターとして発足しているが、94年10月に有機食品発展センターに衣替えして再スタートしている。有機食品発展センターはアメリカ・ネブラスカ州にある有機認証機関OCIA(国際有機農産物改良協会)の出先として位置づけられており、コーデックス基準に沿って認証業務が行われている。

有機食品の生産量等数値は不明であるが、概ね緑色食品のAA級程度と推定されている。認証されたものは海外へ輸出されているものが多く、国内ではあまり出回ってはいない。

(4) 無公害食品行動計画^(注29)

2001年4月、政府農業部(我が国の農林水産省に相当)より国務院に対して「農産物品質と安全管理を強化する報告」がなされ、ここ数年、農薬、飼料添加物、化学肥料、ホルモン等の使用が増加しており、環境等汚染問題も目立ってきたことから「品質安全問題の存在は市民の健康を害し、消費の利益を損なうだけでなく、農産物の市場競

争力が輸出にも影響を与え、また、世界に悪いイメージを与える。したがって、農産物の品質と安全性の問題を重視し、解決するための有効な措置を講じ、最短期間内に成果を出すこと」をめざして、無公害食品行動計画に取り組んでいくことが明らかにされた。

国民に対しては、同じく4月に北京市で無公害農産物行動計画にかかる座談会を開催し、農業部の万副大臣がこれに取り組んでいく旨の発言を行い、実質的スタートを切っている。

政府の本取組みに対する熱意には相当なものがあり、無公害食品基準の重要性を強調するため、これに関する基準はNY5000系列業種として統一し、単独でNY5000系列業種を設けたことにも現れている。また、食品・農産物の安全性が重視されつつある中で開催された第3回「庶民の食生活会議」に温家宝副総理が出席・講演するなど積極的な推進をはかっており、^(注30)無公害食品行動計画に沿った農業生産が中国農業の柱として大きな影響を持つようになることが期待されている。

a. 無公害行動計画の概要

無公害食品行動計画は8~10年をかけて主な農産物が生産と消費の両面で無公害を実現するために減農薬・減化学肥料栽培農産物の生産と流通を実現していくことを基本的目標としている。すなわち農産物の品質と安全性の向上を中心として、「野菜籠」(自由市場に行く時に使用する買い物籠のこ

とで、一般市民がこの籠を使って買い物をする野菜、果実、お茶、肉・卵・乳製品、野菜等を象徴している)を重点に、生産現場と市場の監督を強化するとともに、市場での検査を強化し、農場から食卓に至るまで監視・管理していくことをねらいとしている。これは消費者を保護するのみならず、農業生産構造の改善、農産物の市場での競争力強化にもつながり、生産者の利益確保、所得向上にもつなげていくことが想定されている。

b. 体制整備

政府は無公害食品行動計画を円滑に推進していくため、次のような体制整備をはかっていくことにしている。

農産物の品質と安全性にかかる法律の制定、特に「農産物質量安全法」の制定

六つのシステムの構築

農産物の品質、安全、技術、認証等に関するシステムの構築

<農産物品質安全基準システム>

農産物品質安全基準づくりのための体制づくりを行い、基準の策定と改訂の進行を加速させ、農産物の生産を極力基準に沿ったものとする。

<農産物品質安全監督検査測定システム>

品質安全性の監視と測定体制の健全化をはかり、農薬残留、動物薬残留、有毒有害物の監視測定を強化し、検査測定能力と技術水準を向上させる。

<農産物品質安全認証システム>

農産物品質安全認証のための体制づくりをおこない、農産物生産過程全体の品質安

全管理を推進する。圃場環境、農業生産資材、農産物品質、品質安全性について認証する。安全な農産物の提供と認証ラベルと表示について管理する。

<農産物生産技術普及システム>

農業技術を普及していく体制作り、生産者への技術指導を強化する。各種農産物の生産環境基準、技術規程、品質安全基準にもとづいて生産者への教育指導をはかる。また基準モデル生産地を設け、生産誘導をはかる。

<農産物品質安全に関する法律執行システム>

農産物品質安全に関する法律を執行する体制を作り、現在の農業技術部門と、法律執行部門をもとに、人員を補充し、全過程での品質安全について監督する。

<農産物市場情報システム>

情報体制を確立し、市場の需要と品質基準情報をすみやかに生産者・経営者に伝達し、農産物の品質安全性を監視し、測定情報、認証情報も迅速に消費者に公開する。的確に市場消費を誘導し、市場競争力を向上させる。

無公害食品の発展を促進するための優遇措置の策定

比較的条件の整っている北京、天津、上海、深川の四つの都市でのモデル実験開始の四つの柱を立て、段階的に推し進めていくことにしている。モデル地域においては、2、3年以内に主要農産物での無公害化を進展させると同時に、失業者や低所得者にも無公害農産物が提供可能なレベルにまで到達することを求めている。

第3-1表 無公害食品白菜類蔬菜

見た目基準

| 項目 | 品質 | 規格 | 限度 |
|-----|---------------------|-----------------------|------------------------------|
| 品種 | 同一品種 | 規格が表示され、その規格のものが90%以上 | サンプル調査で質量ともに5%超の不合格を出してはならない |
| 新鮮 | 葉色がきれいで水々しく、しなびていない | | |
| 清潔 | 泥がついたり、ホコリや汚れがない | | |
| 焼心 | 無 | | |
| 裂球 | 無 | | |
| 腐れ | 無(大白菜) | | |
| 悪臭 | 無 | | |
| 凍害 | 無 | | |
| 病虫害 | 無 | | |
| 機械傷 | 無 | | |

資料 中国・無公害食品業界基準目録のうち白菜類蔬菜 NY5003 2001

(注) 本基準は無公害食品の白菜類蔬菜 大白菜 小白菜 菜心 菜薹 烏 菜 薹菜 日本水菜等に適用される。

ここで参考までに農産物の品質安全性基準のうち、白菜類蔬菜についての基準をあげておく(第3-1, 2表)。

農業部は無公害農産物を拡大させるため、基準をさらに追加で策定し、5年程度で基準づくりを完了させたいとしている。

第3-2表 無公害食品白菜蔬菜

農薬検出指標

| | 農薬名 | 指標 |
|----|----------------|-------|
| 1 | BHC | ≤0.2 |
| 2 | DDT | ≤0.1 |
| 3 | malathion | 検出不可 |
| 4 | dimethoate | ≤1 |
| 5 | acephate | ≤0.2 |
| 6 | fenitrothion | ≤0.5 |
| 7 | chlorpyrifos | ≤1 |
| 8 | trichlorfon | ≤0.1 |
| 9 | phoxim | ≤0.05 |
| 10 | dichlorvos | ≤0.2 |
| 11 | cypermethrin | ≤1 |
| 12 | deltamethrin | ≤0.5 |
| 13 | fenvalerate | ≤0.5 |
| 14 | cyhalothrin | ≤0.2 |
| 15 | pirimicarb | ≤1 |
| 16 | chlorbenzuron | ≤3 |
| 17 | carbendazim | ≤0.5 |
| 18 | chlorothalonil | ≤1 |
| 19 | As | ≤0.5 |
| 20 | Pb | ≤0.2 |
| 21 | Hg | ≤0.01 |
| 22 | Cd | ≤0.05 |
| 23 | F | ≤0.5 |
| 24 | 亜硝酸塩 | ≤4 |

資料 第3-1表と同じ

c. 無公害食品にかかる基準

2001年6月には第1回目として73の無公害食品にかかる基準が打ち出されており、内容的には農産物にかかる基準が26、畜産物にかかる基準が24、水産物にかかる基準が23となっており、基準の類型で分類すれば品質・安全性に関する基準が25、生産技術・生産過程に関する基準が38、生産地周辺環境にかかる基準が10となっている。

d. 政策遂行のための関連施策

以上を推進するために調査研究を強化するとともに、関連政策の整備が必要であるとしており、WTOルールをも勘案したものにしていけることが求められている。

- ・低残留で効果の高い農薬や動物薬の開発
- ・技術上の困難解消等生産性向上の支援
- ・農産物市場の建設をはじめとする農産物生産基礎施設への投資とその政策
- ・農産物の市場出荷前での等級別包装、産地表示、農業資材強制的使用に関する制度、安全な時期での収穫、と畜、捕獲に関する制度実施等流通政策
- ・基準の策定・改訂、監視、検査機関の設立、検査業務、品質の認証、無公害基準による生産のモデル化等農産物品質安全監視管理政策

e. 無公害食品の普及状況

現状は無公害食品行動計画にかかる基準、システム等の整備途上にあるが、北京、天津、上海、深圳の4都市でモデル的に取



山東省青島市の日系大手スーパーの「無公害農産物専用コーナー」

組みが開始されているだけでなく、農業部市場情報局のホームページを見ると、これ以外の地域、安徽省、広東省、江西自治区、海南省、河北省、湖北省、湖南省、江蘇省、遼寧省、山東省、山西省、新疆ウイグル自治区、雲南省、浙江省、尊州市で、無公害農産物管理措置等が設けられていることが確認できる。すなわち無公害食品行動計画への自主的な取組みが広範に展開されつつあるのである。

筆者も昨年5月に北京の外資系大手スーパーに、無公害農産物の専用コーナーが置かれているのをこの目で確認している。さらにモデル都市にはなっていない山東省青島市にある日系大手スーパーでも、無公害農産物の専用コーナーがあるのを見つけた。そこでは無公害野菜と表示され、しかも绿色食品の野菜よりもかなり多くの野菜が並べられていた。(写真)

現状、無公害食品についての知名度は大都市に限られてはいるものの、無公害食品行動計画に自主的に取り組む省・自治区、市は広がっており、WTO加盟にともなう中央政府の熱心な旗振りもあって、数

年後には無公害食品が中国の農産物の品質と安全性でのスタンダード化してくる可能性もあるように受け止められるのである。

(注29) この項は特に注記がない限りは中国農業部市場情報局のホームページによる。

(注30) 農業部の国務院報告

(注31) ホームページ新華社

6. 一連の情勢が提起する我が国の取組課題

(1) 中国野菜残留農薬問題をどう考えるか

中国野菜残留農薬問題が我が国でこれだけ注目されるのは、中国野菜が単に大量に我が国に輸入されているというだけではなく、既に我が国の野菜需給構造の中で中国野菜が重要な位置を占めるにいたっていることを反映しているように思われる。我が国での野菜需要は、外食・中食需要が増えて家庭消費仕向けは50%を割り込み、小売もスーパーが過半を占めるようになって、定時・定量・定質かつ低価格志向がますます強まっている。こうした中、我が国農業者の高齢化にともない、安定供給に不安を持つ一方で、冷蔵技術の発達、インフラの整備、情報化の進展等輸入環境条件が整うにともなう中国に対する野菜供給依存を高めている。

もはやこうした状況は一時的なものではなく構造的なものであり、かつこうした構造は一段と強まることはあっても、弱まっていくとは考えにくい。農産物、食品が安全であり、消費者に安心を提供していくこ

とは、農産物、食品を生産するものにとっての当然の責務であるが、こうした野菜需給構造を踏まえていけば、中国での野菜残留農薬問題は日中両国にとっての共通課題として考えていくべき問題でもある。

輸入野菜については中国側での輸出検査、我が国での植物検疫により、完全とは言い難いものの一応の安全性が担保されるシステムは確立している。しかしながらこうしたガードをかいくぐって残留農薬野菜が入ってくるのではないかという消費者の不安に対応していくためには、中国における安全性確保にむけての一段の取組強化を期待せざるを得ないのである。

ここで踏まえておくべきは中国での安全性確保にむけた取組強化の必要性は、何も日本等への輸出のためだけではなく、まさに何よりも中国自身にとっての重要課題なのである。すなわち安全性確保はWTO加盟等により量から質への農業・農政転換が求められる中で、高度化する消費者ニーズに対応していくための中国農業・農政にとっての最大課題の一つなのである。

そして中国も、農薬規制・法体系等の整備、绿色食品や無公害食品行動計画の展開等、「国家信用」をかけて政府がリーダーシップをとって大々的な取組を開始しており、農薬等コーデックス基準への対応、無公害食品行動計画にかかる法整備、諸システムの構築等の動きも急である。このようなハードの整備と併行して、生産者に農薬管理や安全意識を浸透・徹底させていくことがより重要であり、そのための仕組み

作りがポイントとなるように思われる。

(2) 我が国にとっての課題

1960年代、70年代と、我が国でも農薬による生産者や消費者の健康障害等が多発し、その後徐々に近代農業の“影”への手当てを重ねて今日に至っていることを考えれば、中国での安全レベルは、20、30年前の我が国の状態に近いものとみられるが、猛烈な加速度をもって先進国の安全レベルに追いつこうとしているのが現状である。中国野菜の残留農薬問題が解決されるまでには若干の時間は要しようが、着実に改善されていくように思われる。

こうした中で、本問題に限定して我が国が取り組むべき課題を二つあげておきたい。

(注³²)

第一はエコ農業への我が国での取組みの本格化である。消費者は安全性に対してますます敏感になっている一方で、生産者の環境保全型農業への取組みも増加はしているが、中国の無公害食品行動計画や韓国の環境農業育成法にもとづく諸施策は国を挙げて大々的な取組みが開始・展開されているのに対し、我が国での取組みは現状、これらに大きく劣後していると言わざるを得ない。中国での残留農薬問題もさりながら、我が国の単位面積当たりの農薬使用量は世界で最も高いレベルにある。我が国農業の生き残りのためのキーは、鮮度と多品種少量生産を生かしての、消費者と生産者による“顔と顔の見える関係”の構築、地産地消の推進と、その前提としての安全・

安心の提供にある。東アジアでの食料供給の相互補完関係がますます進行する中で、我が国農業の存在意義を確保していくためには、食料安全保障と農業の多面的価値の発揮を基本に、エコ農業への取組みを本格的に広げていくことが絶対に不可欠である。

第二に、先にも述べたように、現実に大量の中国野菜が我が国に供給される構造が形成されていることを考えれば、中国野菜の安全性向上は日中共通の課題である同じ東アジアのモンスーン地帯で農業を進展させる中で形成・蓄積されてきた自然循環型で生態系を重視した相互の環境保全に関する技術の交流を一段と強化していくことが必要である。また、中国野菜の安全性を確保していくためには現場で農薬を使用している生産者の意識改革が必要であるが、このための中国における指導・普及体制は不十分であるといわざるを得ない。我が国での技術普及、農薬の適正使用等推進にあたって農協組織が果たしてきた役割は大きい。すでに日中協同組合間提携もすすめられてはいるが、より現実的課題を踏まえた実践的な提携をいっそう強化していくことが望まれる。

(注32) 筆者は高温多湿の我が国ではまったくの農薬なしでの農産物栽培は一般的には困難であることから、むしろ農薬を必要最小限にとどめ我が国農業全体で環境負荷の軽減をはかっていくことが重要であるとして、減農薬・減化学肥料栽培を「エコ農業」として推進していくことを提唱してきた。(本誌1998年10月号「日本農業再編からみた有機農産物認証問題」) エコ農業の具体的な内容は、次の「エコ農業のための17ヶ条」のとおりである。

農地の地力維持培養に努めよう。
輪作の導入に努めよう。
優れた在来品種を掘り起こし、環境保全に適した品種の開発に努めよう。
遺伝子組換え技術は排除しよう。
化学肥料の使用量を削減し、化学肥料から有機肥料への転換を促進しよう。
農薬の使用量を削減し、耕種的、生物的、物理的な防除を総合的に進めよう。
除草剤をできるだけ減らし、耕種的、生物的、物理的雑草対策を総合的に進めよう。
資源の循環的利用と投入エネルギーの抑制に努めよう。
環境負荷を削減するためのシステム確立に努めよう。
畜産経営についてもエコ畜産の推進に努めよう。
消費者に喜ばれるよう農産物の品質維持に努めよう。
生態系の保全と景観の保持に努めよう。
生産情報開示に努め、社会的信頼確保の確立に努めよう。
消費者との交流をはかり信頼の確立に努めよう。
エコ農産物のための新たな流通体制の確立に取り組もう。
エコ農業に生産者、流通業者、消費者が手を携えて取り組もう。
生産者の生活と経営の安定を実現しよう。

なお、本17ヶ条は2000年2月全国産地産直リーダー協議会で「21世紀日本農業への提言 エコ農業構想」として決議されたものである。

(注33) 1999年に、我が国の民間稲作研究所、日本自然農業協会等民間5団体が中心になって、日韓中環境保全型稲作技術交流会議が開始され、以降、毎年開催されている。

<参考文献>

- ・拙稿「輸入野菜急増を招く構造変化と系統共販の対応方向」本誌2001年6月号
- ・阮蔚「中国の野菜農政と野菜輸出」本誌2001年6月号
- ・拙稿「韓国・中国の持続型農業政策の現状」本誌1999年9月号

(取締役基礎研究部長

蔦谷栄一・つたやえいいち)